

島根県立大学 総合政策学会
『総合政策論叢』第27号抜刷
(2014年3月発行)

〈研究ノート〉

税効果会計と銀行行動

永井 康

〈研究ノート〉

税効果会計と銀行行動

永 井 康

はじめに

1. 税効果会計の意義

- (1) 税効果会計の概念
- (2) 税効果会計の対象となる税金
- (3) 永久差異と一時差異
- (4) 繰延税金資産の回収可能
- (5) 税効果会計の処理

2. 税効果会計の導入

- (1) わが国における税効果会計の変遷
- (2) 税効果会計の銀行への適用
- (3) 銀行における繰延税金資産の計上の意義

3. 税効果会計と会計政策

- (1) 会計政策の意義
 - (2) 事例研究 — りそな銀行の救済を例として
- おわりに

はじめに

わが国では、1990年代前半に、それまでのバブル経済が崩壊し、銀行の貸し倒れ損失も増加していった。1990年代後半には、貸し倒れ損失の累増により、多くの大手銀行が、自己資本比率不足に陥った。貸出先の経営環境も悪化しており、銀行は予想される貸し倒れ損失に見合った貸出金利を設定することも困難な状態であった。このような状況下の平成10（1998）年、平成11（1999）年には、政府による資本注入が行われたものの、銀行の活性化には繋がらなかった。

この間、銀行監督当局は、大蔵省から、金融監督庁、金融庁へと権限と機能が移行し、まさに銀行監督体制の変革の時期と重なる。一時的には、金融再生委員会による監督当局の厳しい監視体制が敷かれた時期でもあったが、いずれの銀行監督当局も、概ね自己資本比率規制を緩やかに運用することで、自己資本不足に陥った多くの銀行に対して、営業を続けることを容認してきたといえる。

このような規制の弛緩の背景には、次のような要因を挙げることができる。まず、自己資本比率規制を厳格に適用すると、複数のメガバンクを含む大部分の銀行を実質的に国有化する必要が生ずるが、銀行監督当局には国有化した多数の銀行を効率的に経営する人材

とノウハウがなかった。このため、わが国経済が回復するまで、自己資本不足の銀行の営業継続を容認せざるを得なかったと言える。次に、脆弱化した銀行との救済合併など当局の指導・要請に従ってきた銀行に対しては、たとえその経常が悪化しても、この時期には、破綻金融機関の烙印を押すことが銀行監督当局としても躊躇されたという側面もあったといえる¹⁾。

こうした中、平成13（2001）年以降、わが国では製造業を中心として、円安と輸出の大幅な拡大により業績の急回復を果たした。わが国経済が長く深い不況から回復するに従って、銀行の収益も急回復した。この銀行の収益回復には、次の3つの要因が背景にあったと考えられる。第1に、景気の回復が貸出先企業の倒産を大幅に減少させたこと。第2に、長い不況を通じて企業部門ではコスト削減や投資の圧縮で借入金の返済を続け、銀行も債務の減免を行ってきた結果として、企業部門の過剰な債務が整理縮小されたこと。第3に、景気回復により平成15（2003）年から平成18（2006）年にかけて株価が急回復し、大量の株式を保有する銀行が、保有株式の含み損の縮小と含み益の拡大を果たしたことがあげられる。金融庁は、この銀行の健全性回復に伴い、金融危機の間に弛緩した金融監督基準の厳格化を開始した²⁾。

わが国では、平成11（1999）年4月1日以降に始まる事業年度より、税効果会計が強制適用されたが、平成11（1999）年4月1日以前に始める事業年度に対しても任意適用が可能となった。平成10（1998）年4月に早期是正措置が適用されて以降、銀行の自己資本は、有税による不良債権処理に追われていた実情もあり、特段の会計指針も示されていない状況下では、多額の繰延税金資産が銀行の「資産の部」に占めていた。このように、わが国における税効果会計の導入の時期は、折しも銀行が早期の不良債権処理に追われていた時期であり、有税償却が実施されるとともに、将来の業績回復を見込んで多額の繰延税金資産が計上された時期と重なる。

平成14（2002）年10月に、金融庁から公表された「金融再生プログラム—主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—」による金融監督基準の厳格化の結果として、平成15（2003）年5月、りそな銀行は、政府に対して預金保険法第102条第1項第1号に基づく資本注入の申請をした³⁾。政府・日本銀行による金融危機対応会議において、同行の申請は承認され、1兆9,660億円の公的資金注入と同行に対する早期是正措置・業務改善命令の発動により「実質国有化」された⁴⁾。これに続き、同年11月には、足利銀行が破綻し「一時国有化」された⁵⁾。

いずれも、金融監督基準の厳格化に伴い、監査人が監査を厳格化し、税効果会計における繰延税金資産の減額とそれに見合う税効果資本を減少させたこと、債権の査定厳格化による引当金積み増しで利益が減少したことなどにより自己資本比率が低下したことが大きな原因であり、株主や預金者などのステークホルダーを保護する外部監査人（監査法人）の重要性が再認識されたことによるものである。

本稿では、わが国における税効果会計の導入について、そして銀行に対する外部監査人による会計監査の厳格化も含めた金融監督体制の変革が、銀行行動にどのような影響を与えたかを考察する。

まず、第2節では、税効果会計の意義を概観し、続く第3節では、税効果会計導入時の銀行行動を検証し、第4節では銀行行動とりわけ銀行の会計政策について、りそな銀行の

事例を検証していく。これらの検証から、この時期の税効果会計の導入の本来の目的を明らかにしていく。

1. 税効果会計の意義

(1) 税効果会計の概念

税効果会計とは、「税効果会計に係る会計基準」によれば、財務会計上の収益または費用と税務会計上（課税所得の計算上）の益または損金の認識時点の相違により、財務会計上の資産または負債と税務会計上の資産または負債とに相違がある場合に、それらの相違に係る法人税等の額を適切に期間分配し、会計上の当期純利益と法人税等を合理的に対応させる手法である。言い換えれば、税効果会計とは、財務会計における収益または費用と税法における益金または損金の認識時期の差異によって生ずる法人税の実質的前払いあるいは課税の繰延べを財務報告に反映させる会計処理の手法であるといえる。

財務会計上の利益と法人税の課税所得は通常は一致しないため、税効果会計を適用しない場合には課税所得を基に算出された法人税等の額が当期の費用として計上され当期純利益と法人税等の額が期間的に対応しないことになり、このことにより、投資者を誤誘、ひいては適切な資源配分を歪める可能性が高まる⁶⁾。税効果会計を適用する場合には、財務会計上、貸借対照表に税金の前払額に相当する繰延税金資産と未払額に相当する繰延税金負債が計上される。これらの繰延税金資産および繰延税金負債を計上する過程において、損益計算書に法人税等調整額が計上され、財務会計上の当期純利益と法人税等の額が期間的に対応することになる。このような考え方から、損益を認識する会計期間にその損益にかかる法人税を認識する会計期間を合致させること、すなわち財務会計の考え方に従って法人税を期間配分（tax allocation）する財務会計における会計処理方法は、一般に「税効果会計（tax effect accounting、または tax allocation accounting）」と呼ばれる。

財務会計と税務会計とは、それぞれの主たる目的が異なっている。財務会計の主たる目的は、企業の財政状態および経営成績を正確に認識し、株主、銀行、取引先、政府などのステークホルダーに有用な投資情報を報告することにある。これに対し、税務会計上の課税所得の計算は、課税の適正、公平な税負担の調整を主たる目的としている。財務会計では、財務諸表が作成され、納税を目的とする税務会計では、納税申告書が作成される。税務会計において、課税対象となる所得金額を算定する場合、法人税等は損金不算入とされる。所得金額は益金から損金を控除したものであり、この計算において法人税等は損金とはされない。これは、法人税等を納付するものとなる所得金額を算出する税務会計の目的から、法人税等が損金不算入とされている。これに対して、財務会計では、法人税等は費用として処理される。すなわち、税引前当期純利益から法人税等を控除して、税引後金額を当期純利益として算定する。法人税等の会計処理を対象とする税効果会計は、税務会計上の問題ではなく、企業の財政状態と経営成績の表示に重要な影響をもたらす財務会計上の課題である。

(2) 税効果会計の対象となる税金

銀行も株式会社であるため、法人税法上は、内国法人の普通法人として位置づけられ、一般の株式会社と同様に、さまざまな税金を支払う必要がある。すべての所得に対して普

通税率（表面税率30%、実効税率35.64%）により課税されることになる⁷⁾。その他にも取引に伴う消費税、印紙税等の税金の支払いを行っている。

税効果会計の対象となる、すなわち期間配分の対象となる税金は、企業の所得に対して課される税金で、代表的なものとして、国税である法人税、地方税である事業税⁸⁾、都道府県民税、市町村税である。法人税に住民税および事業税を加えたものを、一般に「法人税等」と呼ばれる。また、法人税の前払いの性格を有する法人税より控除される公社債・預貯金の利子ならびに配当に対して徴収される源泉税や、法人税、住民税から控除される外国税額も企業の所得に対して課される税金であるため税効果会計の対象に含まれる⁹⁾。

(3) 永久差異と一時差異

わが国では、税法で別段の定めがある場合を除いて、益金と損金の額は、その事業年度の収益と費用・損失の額によって決定される。言い換えれば、別段の定めがあれば、財務会計上と税務上の処理が異なることを意味している。こうした処理の相違に伴い、税引前利益と課税所得の差額が生じる。この差異には次の2つがある。1つは、会計上と税務上の差異が永久に解消されないような差異である。これには、受取配当金の益金不算入額、交際費の損金不算入額などが含まれる。これらは「永久差異」と呼ばれ、税効果会計の対象とならない。これに対して、財務会計上と税務上とで損益の期間帰属が違うことなどが原因で生じる差異を「一時差異」と呼ぶ。一時差異は、将来においてその差異が解消されるため、税効果会計の対象となる。なお、一時差異には次の2つがある。

① 将来減算一時差異

差異が解消する将来年度に税務上の控除対象となる金額（貸倒引当金や退職給付引当金などの損金算入限度超過額、減価償却費の損金算入限度超過額、グループ内の未実現利益など）

② 将来加算一時差異

差異が解消する将来年度に課税対象とされる金額（連結子会社の未分配利益、有価証券の未実現利益など）

(4) 繰延税金資産の回収可能性

1) 回収可能性

わが国の法人税制では、税効果会計を適用した場合は、将来加算一時差異（積立金方式による圧縮積立金など）よりも、将来減算一時差異（減価償却限度額超過など）が認識されるケースの方が多い。税効果会計では、将来減算一時差異が発生すると貸借対照表上に繰延税金資産を計上する。しかし、この繰延税金資産はすべて資産計上できるわけではなく、資産性のあるもののみが計上できる。通常、この資産性があるものとは、将来において回収可能なものを意味するものである。これを「回収可能性」と呼ぶ。例えば、売掛金は販売先から金銭等を回収できるから資産性があると判断される。繰延税金資産において「回収」とは、直接現金を回収することではなく、将来の税金費用を軽減することをいう。つまり、繰延税金資産に資産性があるということは、将来の「実際に納付すべき法人税等の額」が減るということを意味する。これは逆に、将来において減少すべき納税額があること、すなわち課税所得があることが前提となる。赤字であれば、そもそも納税は発生し

ないことになる。したがって繰延税金資産の計上の条件である「回収可能性」の判断は、翌期以降、将来減算一時差異を上回る十分な課税所得が発生するかどうかの検討が中心となる。

2) 回収可能性の判断基準

日本公認会計士協会の「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」によれば、繰延税金資産の回収可能性は、①収益力に基づく課税所得の十分性、②タックス・プランニングの存在、③将来加算一時差異の十分性の3点のいずれかを満たしているかどうかによって判断するとしている。

①「収益力に基づく課税所得の十分性」

前述のとおり、将来的に十分な課税所得が計上されるだけの収益力があるかどうかを判断することであり、回収可能性判断の中心となる。

②「タックス・プランニングの存在」

含み益のある不動産や有価証券の売却等により、将来的に課税所得を発生させる計画があるかどうかを判断するものである。

③「将来加算一時差異の十分性」

課税所得の発生ではなく、将来減算一時差異と相殺できる将来加算一時差異があるかどうかを判断する。ただし、将来加算一時差異が発生するケースは、将来減算一時差異の発生に比べ、稀なケースであると考えられる。

このように、将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性は、多くの場合、将来の企業の収益力に基づく課税所得を中心に判断することになる。しかし、企業の将来の収益力を客観的に判断することは実務上困難であることが多いので、その企業の過去の業績などの状況を主たる判断基準として、日本公認会計士協会は、回収可能性を判断する際の指針を示している。

(5) 税効果会計の処理

税効果会計の処理については、以下の設例を通じて、基本的な処理の方法を整理する¹⁰⁾。

表 1 納税申告書

(単位：万円)

	20X1年	20X2年
貸倒償却調整前課税所得	3,000	3,000
貸倒償却損金不算入額	1,000	
貸倒償却損金算入額		1,000
課税所得	4,000	2,000
税額	1,600	800

A社の税引前当期純利益（不良債権償却後）と課税所得金額（貸倒償却調整前）は、20X1年度、20X2年度ともに3,000万円である。20X1年度に税法上の限度額を超えて1,000万円の貸倒引当損を計上する。この1,000万円は税務上で損金として認められていない。

20X2年度に前述の1,000万円の貸し倒れが実際に生じ、税務上で確定した。なお、税率は20X1年度、20X2年度とも40%とする。

まずは、A社が20X1年度、20X2年度に支払わなければならない法人税の金額を算出する。

20X1年度の課税所得金額は3,000万円に税法上で損金と認められていない貸倒引当損1,000万円を加えた4,000万円である。税率が40%であることから、納税額は1,600万円(=4,000万円×40%)となる。

一方、20X2年度の課税所得金額は3,000万円に当年度損金として認められた1,000万円を控除した2,000万円となる。その納税額は800万円(=2,000万円×40%)である(表1)。税効果会計を採用していない場合には、この納税額がそのまま法人税として計上される。

具体的には以下のような仕訳が実施される。

20X1年度決算

(単位：万円)

(借方) 法人税	1,600	(貸方) 未払法人税	1,600
----------	-------	------------	-------

20X2年度決算

(借方) 法人税	800	(貸方) 未払法人税	800
----------	-----	------------	-----

これに対して、税効果会計を適用した場合の仕訳をみると、税効果会計を適用してもしなくても、法人税の納税額に変わりはない。ただ当年度分として納付すべき税額が、当年度の税引前利益に対応した税金であるとは限らない。つまり、税務上の納税額をそのまま財務会計上の法人税として考えるのではなく、財務会計上の税引前利益に対する法人税額を算出し、それを上回る金額は次年度以降支払うべき法人税の前払いと考えるのである(下回る場合には法人税の繰り延べと考える)。

この設例に従えば、税引前利益3,000万円の40%にあたる1,200万円を財務会計上で計上すべき法人税と考え、それを上回る400万円(=1,600万円-1,200万円)を法人税の前払い分と考えることができる。法人税の前払いと想定した部分は、将来の法人税支払いを節約することから、繰延税金資産という勘定で資産計上する。

具体的には、以下のような仕訳が実施される。

20X1年度決算

(単位：万円)

(借方) 法人税	1,600	(貸方) 未払法人税	1,600
繰延税金資産	400	法人税等調整額	400

20X2年度決算

(借方) 法人税	800	(貸方) 未払法人税	800
繰延税金資産	400	法人税等調整額	400

表2によれば、税効果会計を適用しない場合は、20X1年度と20X2年度の利益前当期純利益が、3,000万円と同額であるのに対して、その法人税は20X1年度1,600万円、

20X2年度800万円と税引前当期純利益に対応していない。一方で、税効果会計を適用した場合には、法人税等の金額が1,200万円と税引前当期純利益に対応している。

表2 税効果会計適用による損益計算書への影響 (単位：万円)

	税効果適用なし		税効果適用	
	20X1年	20X2年	20X1年	20X2年
税引前・貸倒償却市駅	4,000	3,000	4,000	3,000
貸倒償却	1,000		1,000	
税引前当期純利益	3,000	3,000	3,000	3,000
法人税等				
当期納税額	1,600	800	1,600	800
税効果会計			(-) 400	(+) 400
法人税等計上額				
当期純利益	1,400	2,200	1,800	1,800

2. 税効果会計の導入

米国では、税効果会計が早い時期から適用されている。法人税等の会計において、税効果会計は、米国の会計基準の設定主体である財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board; 以下、「FASB」という)、国際会計基準 (International Accounting Standards; 以下、「IAS」という) にも採用されており、広く国際的に普及している。

米国における税効果会計の体系的基準は、既に1967年には、FASB設立以前の米国の会計基準設定主体である会計原則審議会 (Accounting Principles Board; 以下、「APB」という) が公表した意見書第11号「法人所得税の会計 (“Accounting for Income Taxes”)」に始まる。このAPB意見書第11号は、繰延法 (deferred method) に基づいて、財務会計と税法との期間差異 (time differences) を対象に税効果会計の適用を必要とした¹¹⁾。それは、期間差異発生年度における税引前利益に対する法人税等計上額の対応を重視し、その後の年度における税率改正等の影響額を反映することができなかった。そのため、課税繰延額を示す貸方繰延税金が過大になり、その負債性に対する概念的批判が強まっていった。

APBから代わったFASBは、1992年に、FASB基準書第109号「法人所得税の会計 (“Accounting for Income Taxes”)」を公表し、資産負債法 (asset and liability approach) に基づく税効果会計基準をスタートさせた。そこでは、将来年度分の税効果は、財務会計と税法との間に生じる資産・負債価額の差異に基づく一時差異 (temporary differences) および欠損金繰越額等によってもたらされるとしている。将来年度の課税対象となる将来加算一時差異 (taxable temporary differences) に税率を適用して繰延税金負債 (deferred tax liabilities) を算定するとした。

他方、将来年度に税務控除額となる将来減算一時差異 (deductible temporary differences) と欠損金繰越額等に税率を適用して繰延税金資産 (deferred tax assets) を算定する。ただし、繰延税金資産の実現には慎重な配慮が必要であるため、その実現できない可能性が50%を超えるときは、評価引当金 (valuation allowance) を設けて繰延税金資産を減額することになっている。

国際会計基準委員会 (International Accounting Standard Committee; IASC) は、

1979年にIAS第12号「法人所得税の会計（"Accounting for Taxes on Income"）」を発表し、納税額方式（tax payable method）を認めず、税効果会計（tax effect accounting method）を導入した。しかし、その内容に幅広い選択肢があったため、それに対する批判も強かった。後に再検討がなされ、1996年10月には、資産負債法（liability method）に基づく新基準としてIAS改訂第12号「法人所得税（"Income Taxes"）」が公表された。その内容は、基本的にはFASB基準書第109号と一致している。そこでは、将来加算一時差異に対し繰延税金負債が認識され、他方、繰延税金資産については、将来減算一時差異・税務欠損金等繰越額の控除性税効果の実現する可能性の高い場合に限って認識されるという、慎重な立場を示している。

(1)わが国における税効果会計の変遷

わが国における税効果会計は、財務会計の国際的調和を図るため、連結財務諸表への選択的導入に始まり、連結財務諸表への全面適用、その後、個別財務諸表への適用がもたらされ、税効果会計基準策定が本格的に行われた。

連結財務諸表への全面適用、その後の個別財務諸表への適用がもたらされた税効果会計基準策定が本格的に行われた平成9（1997）年以降の動向を、詳しくみると以下の通りである。

表3 わが国の税効果会計の変遷

年 月	公表主体	内 容
昭和42（1967）年5月	企業会計審議会	「連結財務諸表に関する意見書」
昭和50（1975）年6月	企業会計審議会	「連結財務諸表に関する意見書」、「連結財務諸表原則」
昭和51（1976）年3月	日本公認会計士協会	「連結財務諸表作成要領」
昭和54（1979）年6月	企業会計審議会	「外貨建取引等会計処理基準」
平成9（1997）年6月	企業会計審議会	「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」
平成10（1998）年5月	日本公認会計士協会	「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針中間報告」
平成10（1998）年7月	日本公認会計士協会	「持分法会計に関する実務指針」
平成10（1998）年6月	法務省・大蔵省	「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」
平成10（1998）年10月	企業会計審議会	「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」
平成10（1998）年12月	大蔵省	「財務諸表等規則」、「連結財務諸表規則」および「中間財務諸表等規則」の改正
平成10（1998）年12月	日本公認会計士協会	「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」
平成11（1999）年1月	日本公認会計士協会	「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針（中間報告）」

出所：中田他（1999）15-19頁を基に筆者作成。

1) 『連結財務諸表見直し意見書』における税効果会計の全面的導入

平成9(1997)年6月に、企業会計審議会が『連結財務諸表制度の見直しに関する意見書』を発表し、連結財務諸表に税効果会計を全面的に導入することを明らかにした。税効果会計によって連結財務諸表の比較可能性を高めることを強調し、そのアプローチとして国際的に主流となっている資産負債法を採用した。さらに、個別財務諸表への税効果会計の適用について検討の必要性を指摘した。その適用は平成10(1998)年4月1日以降に始まる年度より段階的に行うものとされ、税効果会計をめぐる状況は一変し、税効果会計の理論的、実践的研究が本格化することになった。

2) 『連結財務諸表における税効果会計実務指針』

平成10(1998)年5月、日本公認会計士協会は会計制度委員会報告第6号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針中間報告」を公表した。その内容は、詳細にして具体的かつ体系的で、FASB基準書および会計基準の構成と共通点を持つ本格的なものである。さらには、同年7月に発表された会計制度委員会報告第9号「持分法会計に関する実務指針」の中にも、税効果会計の処理が含まれている。これらの実務指針は、連結財務諸表における税効果会計の適用につき、最も重要な役割を果たすものと考えられる。

3) 『商法と企業会計の調整に関する研究会報告書』

平成10(1998)年6月、法務省と大蔵省の共同研究会は、「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」を公表した。そこでは、税効果会計の必要性を認め、連結財務諸表のみならず個別財務諸表にも採用されることが求められ、税効果の調整は商法においても望ましいとされている。さらに、繰延税金資産と繰延税金負債の貸借対照能力については、企業会計上で税効果会計基準が設定されて、これらの資産性・負債性が明確になれば、公正な会計慣行を斟酌する立場から、繰延税金資産および繰延税金負債を貸借対照表に計上できるとした。そしてこれらが商法上の資産、負債と解釈されるため、特に配当規制を行う必要はないことを明記した。本報告書は、商法が税効果会計の必要性を認めることによって、個別財務諸表への税効果会計の導入を可能にしたといえる。

4) 『税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書』

企業会計審議会は、平成10(1998)年10月に「税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書」を発表した。本意見書では、個別財務諸表、連結財務諸表、中間財務諸表を含めて「財務諸表」と総称し、それらに対して税効果会計を適用するための財務会計基準を明らかにした。本意見書は、従来、連結財務諸表のみに限定して適用されてきた税効果会計を、財務諸表全体を対象にすることにより、財務会計基準として税効果会計を国際的レベルに体系づけたものといえる。この適用は平成11(1999)年4月1日以後開始事業年度から実施するとされ、早期適用も認められたため、この時期が、わが国における税効果会計実践の幕開けといえる。

5) 税効果会計に係る財務諸表等規則、計算書類規則の改正

大蔵省は、平成10(1998)年12月21日、税効果会計の適用について、財務諸表等規則、連結財務諸表規則および中間財務諸表等規則の改正を公布した。そこでは、税効果会計の適用を義務付けるとともに、税効果会計に関連する項目の貸借対照表および損益計算書における記載方法を定めている。法務省も、同日に計算書類規則を改正し、税効果会計の適用に伴って生じる項目について、貸借対照表および損益計算書における記載方法を定めて

いる。これらの規則の適用は、平成11（1999）年4月1日から施行されたが、平成11（1999）年1月決算の会社から早期適用が可能となった。

6) 「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」

日本公認会計士協会は、平成10（1998）年12月22日に、会計制度委員会報告第10号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」を発表した。この実務指針は、同年10月に公表された『税効果会計に係る会計基準の設定に関する意見書』の適用にあたって生じる具体的問題についての取扱いを示したものである。特に、繰延税金資産の回収可能性の判断、利益処分方式による租税特別措置法上の準備金等、適用初年度の取扱いについて、設例を含めて詳細に検討されており、税効果会計の実践に大きな役割を果たしたものと見える。さらに、会計制度委員会では、『中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針』を平成11（1999）年1月19日に公表した。『連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針（中間報告）』についても、本実務指針との重複部分を見直すこととされた。いずれにしても、税効果会計に関連するいくつかの実務指針に依拠して、わが国における税効果会計の実践が行われることになった。

(2) 税効果会計の銀行への適用

表4は、平成11（1999）年3月期決算における、わが国の税効果会計早期適用実態を示したものである¹²⁾。

表4 税効果会計早期適用会社数 (平成11（1999）年3月期)

業種	会社数	適用会社数	割合 (%)
水産	6	0	0.0
鉱業	4	1	25.0
建築	106	18	17.0
食料品	44	10	22.7
繊維	36	4	11.1
パルプ・紙	17	2	11.8
化学工業	113	16	14.2
石油・石炭製品	5	0	0.0
ゴム製品	9	0	0.0
ガラス・土石製品	24	2	8.3
鉄鋼	35	12	34.3
非鉄金属	25	5	20.0
金属製品	25	4	16.0
機械	88	11	12.5
電器機器	129	21	16.3
輸送用機器	58	6	10.3
精密機械	19	7	36.8
その他製造	38	4	10.5
商業	95	17	17.9
金融・保険（銀行を除く）	46	3	6.5

不動産	17	3	17.6
陸運	32	6	18.8
海運	14	0	0.0
倉庫	10	1	10.0
通信	9	0	0.0
電気・ガス	14	0	0.0
サービス	27	5	18.5
		平均	13.2
小計	1,045	158	15.1
銀行	96	91	94.8
合計	1,141	249	21.8

出所：磯貝（2004）6頁を参照。

注）引用データ中、業種別「空運」については不明（原資料ママ）。

個別財務諸表への税効果会計の適用は平成11（1999）年4月1日以降に始まる事業年度より強制適用されることになっていたが、平成11（1999）年4月1日以前に始まる事業年度に対しても、任意で適用可能となっていた。この結果、税効果会計を早期適用した企業は表4でみるように、平成11（1999）年3月期決算において東証一部上場会社1,141社のうち249社（21.82%）となっていた。前期までに連結財務諸表をSEC基準で作成し、税効果会計を適用していた24社のうち個別財務諸表においても早期適用した会社は5社だけであることから、これが会計慣行として税効果会計が実務に取り入れられている会社が早期適用したのではないことがわかる。

この税効果会計早期適用会社を業種別にみても、特徴的なことは、早期適用会社249社のうち銀行が91社を占めていることである。比較的税効果会計の早期適用会社が多い鉄鋼や精密機器でもその業種のうちに税効果会計を適用した会社の占める割合は30%台であるのに比べ、銀行は96社中91社、割合にして94.79%が税効果会計を適用している。この時期に税効果会計を適用していない銀行は、広島銀行、青森銀行、肥後銀行、みちのく銀行、幸福銀行の5行だけであった。

この銀行が税効果会計を早期適用した背景については、多額の不良債権を抱え、その不良債権を迅速に償却すべく有税償却を行わなければならない状況下においては、企業利益と課税所得との差異が大きく乖離することになり、そのために税効果会計の早期適用が必要となったと考えることもできる。

（3）銀行における繰延税金資産の計上の意義

まず、平成14（2002）年3月期決算における銀行の繰延税金資産計上額の繰延税金資産の計上額について考察していく。

平成14（2002）年3月期決算では、銀行業129行の平成13（2001）年度の繰延税金資産計上額は合計で10兆6,602億8,300万円であり、資本勘定合計額29兆588億3,000万円の36.68%を占める結果となっている。これを、銀行業態別にみると、「大手13行」では繰延税金資産計上額は合計では7兆9,688億9,300万円となり、資本勘定合計額16兆9,077

億5,200万円の47.13%を占める。「地銀」では繰延税金資産計上額の合計では2兆37億3,000万円となり、資本勘定合計額9兆7,542億5,200万円の20.54%を占める。また、「第2地銀」では繰延税金資産計上額は合計では6,876億6,000万円となり、資本勘定合計額2兆3,967億9,900万円の28.69%を占めている。これらをみると、大手13行では資本勘定の47.13%が繰延税金資産によって計上されており、大手13行の繰延税金資産計上額合計7兆9,688億9,300万円は、銀行業全体の繰延税金資産計上額合計10兆6,602億8,300万円の74.75%を占める結果となっている。このように平成13（2001）年度の銀行の決算では、特に大手13行において、税効果会計（繰延税金資産の計上）を用いて資本増強が図られていた実態をみることができる。

3. 税効果会計と会計政策

(1) 会計政策の意義

会計政策とは、経営者が一定の目的を達成するために、会計数値を戦略的・政策的に制御することと定義されている¹³⁾。具体的には、「財務諸表を作成するための一般に認められた会計処理の原則・手続き及び表示方法のなかから、一定の目的を達成するために最適なものを選択し、もしくはそれを変更することによって、アウトプットたる会計数値を意図的にコントロールすることである」とされている¹⁴⁾。会計政策には、少なくとも2つの種類がある。1つは、表示の対象となる現実の事業活動を所与としたうえで、一般に公正妥当と認められた会計処理の原則・手続・表示方法（GAAP）のなかから1つの会計方法を選択すること、もしくは一度選択した会計方法を変更することである。これを「技術的会計政策」と呼ぶ。有形固定資産をめぐる減価償却の費用配分を定額法から定率法に変更するなどといった場合がこれにあてはまる。いま1つは、アウトプットである会計数値の算出方法を直接操作するのではなく、その前提となる事業活動のベクトルを制御し、間接的に会計数値をコントロールするというものである。たとえば、自由裁量的なコストである広告宣伝費や研究開発費を増額もしくは圧縮するといったケースがこれにあてはまる。これを「実質的会計政策」と呼ぶ。経営者は、通常、どのような場面で、会計政策を行使しようとするかを考えると、①経営者報酬制度、②財務制限条項・配当規制、③政治コストがあげられる。

類似した概念として、「利益操作」という用語がある¹⁵⁾。一ノ宮（2005）によれば、利益操作は、「一般的に違法ではないものの、不健全な会計処理を総称している」と定義される。利益操作の概念は、米国のEarning Management、あるいは英国のCreative Accountingに相当するものである。財務報告に経営者の希望を反映させるマーケティング・ツールとみることもでき、要件としては、①特定の動機・目的の存在、②形式的な基準への準拠性・適法性、③意図的・作為的な会計処理や実態変更・仮想行為の存在という3点に整理できると考えられる。

(2) 事例研究 — りそな銀行の救済を例として

平成15（2003）年5月17日に、りそな銀行の救済があった。これは、前述の預金保険法第102条第1項第1号に基づく最初の適用事例であった¹⁶⁾。りそな銀行は、りそなホールディングス傘下の最大の銀行であり総資産30兆円を超えていた。りそなグループは大

和銀行とあさひ銀行の統合で生まれた金融グループであり、当時の4大メガバンクのすぐ下に位置していた。りそなグループの銀行は、巨額の繰延税金資産を計上することで、自己資本の不足を補っていた。銀行は、一般に次の2つの要因で繰延税金資産を計上すると考えられる。第1として、わが国の法人税では当期の損失を5年間繰り越し計上して将来の課税所得と相殺することで将来の税額を減少させることが出来るが¹⁷⁾、過去の課税所得と相殺して過去に支払った税を取り戻すことは出来ない¹⁸⁾。わが国の国と地方の法人税率の合計は約40%である。このため、銀行が繰越欠損金を保有している場合には、将来5年間に計上できると見込まれる課税所得の40%を上限として繰延税金資産として計上できる。この繰延税金資産は、将来銀行が課税所得を計上した時に、その金額に応じて償却される。第2としては、財務会計基準に比較して税務会計基準の方が不良債権償却を計上しにくかった点にある。

銀行は、税効果会計の概念でもみてきたように、開示のために財務会計上は不良債権処理損失を計上するべきだと判断しても、その時点において倒産の法的処理が行われていない等の認識時点の相違を理由として、税務当局は税務会計上、損失計上を容認しない場合がある。この会計基準の違いにより、税務会計上の利益の方が財務会計上の利益よりも大きくなる場合には、財務会計からみると過大な法人税を課されていることになり、その差額を繰延税金資産として計上することができる。この繰延税金資産は、将来、銀行が税務会計上でも不良債権処理損失計上が認められた時点において償却されることになる。

これらをまとめると、繰延税金資産は、不良債権処理損失が蓄積されていることにより、銀行が見込む将来の法人税負担の減少額の現在価値に相当するものである。繰延税金資産は、銀行が近い将来に課税所得を獲得できる見込みがある場合だけに実質的な価値があるといえる。この資産自体には精算価値はないといえる。それは、銀行が破綻した場合には、税務当局から繰延税金資産は返還されないことによる。このため、銀行が、近い将来に、応分の益金を出す見込みがなければ、その繰延税金資産の資産としての質は高くないといえる¹⁹⁾。

表5 りそな銀行の連結貸借対照表 平成15(2003)年3月期 (単位:億円)

資産		負債	
預金預け入れ	17,030	預金	223,540
特定取引資産	4,140	譲渡性預金(譲渡性預金証書)	4,140
有価証券	51,140	金融市場債務	53,150
貸出金	214,440	その他の債務	20,410
動産不動産	6,460		
繰延税金資産	4,010	負債合計	301,240
貸倒引当金	▲6,600		
その他資産	13,370	株主資本	3,660
資産合計	340,900	負債・資本合計	340,900

出所：深尾(2007)30頁を参照。

注) 支払い承諾、支払い承諾見返り44,324億円を除く。

表5のように、りそな銀行は、平成15（2003）年3月期に4,010億円の繰延税金資産を計上していたが、これは同行の株主資本3,660億円を上回る金額であり、加えて、平成15（2003）年3月期までの3期連続では損失計上していた状態にあり、財務状態は健全とは言えなかった。

$$\begin{aligned} & \text{繰延税金資産 (4,000 億円)} \div \text{5 年間} \div \text{税率 (40\%)} = \text{課税所得 (2,000 億円)} \\ & \text{課税所得 (2,000 億円)} - \text{課税所得 (2,000 億円)} \times \text{税率 (40\%)} = \text{税引後所得 (1,200 億円)} \\ & \text{税引後所得 (1,200 億円)} \div \text{株主資本 (3,660 億円)} = \text{ROE (32.78\%)} \end{aligned}$$

りそな銀行が、4,000億円の繰延税金資産を5年間で償却するには、仮に税率を40%としても、毎年2,000億円の課税所得を計上する必要がある、これはROE（自己資本利益率）というならば32.78%という高水準の数値である。このことは、繰延税金資産の計上の条件である「回収可能性」の判断では、翌期以降に将来減算一時差異を上回る十分な課税所得が発生するかどうかの検討において、ROE（自己資本利益率）というならば32.78%という高水準の数値である。

おわりに

金融監督行政にとっては、国内での金融システム安定化は最重要課題である。あわせて、わが国銀行の国際競争力確保のためには、自己資本比率規制あるいは会計制度などの国際化の対応も図らなければならない。わが国の金融行政は長く護送船団方式をとってきた。しかしながら、バブル経済崩壊を機に、その限界が明らかになった。わが国の金融システムの安定化は、非効率な銀行の存続を意味するものではなくてはいたが、それをただ市場に任せ、市場からの退場を促すことによる影響の大きさは、事前には予想できず金融監督当局も躊躇した時期でもあった。

りそな銀行の事例研究から、株主や預金者などのステークホルダーを保護する外部監査人（監査法人）の重要性が再認識され、その後の足利銀行の破綻にもみられるように外部監査人制度の責任強化にもつながったことをみてきた。さらに米国のエンロン事件以後重要視されるようになった、わが国の内部統制システムの充実にも大きく影響を与え、また平成17（2005）年の会社法制定にも影響を与えたといえる。

本稿の検証から、バブル経済崩壊後の不良債権処理に追われた厳しい経営環境下において、銀行が取らざるをえなかった行動すなわち会計政策は、利益操作と非難されても釈明の余地もない不適切なものであったのは事実であるが、金融監督当局によって特段の会計指針もない状況下に、わが国に税効果会計導入が図られたこと自体は、銀行救済を意図したものであったと解することができる。言い換えれば、規制または会計指針のない状況下で、銀行が財務諸表や自己資本比率を操作した銀行行動と、さらに金融監督当局がそれを黙認していたことは、金融危機を避けるためであったことは明らかであるといえる。

注

- 1) 深尾（2007）15-16頁を参照。

- 2) 金融庁は、平成 14 (2002) 年 10 月に「金融再生プログラム—主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—」を公表し、金融監督基準の厳格化を表明したが、繰延税金資産の処理等の具体的な会計指針については、平成 17 (2005) 年 9 月 22 日に公表した「自己資本比率規制の一部改正に関する告示案」において、銀行が自己資本比率の計算に算入可能な繰延税金資産の上限を設定し、その算入割合についても段階的に引き下げを公表した。平成 18 (2006) 年 3 月には、銀行が計上する繰延税金資産の自己資本算入を、コア自己資本の 40% 以下に制限し、さらに平成 20 (2008) 年 3 月には、この比率は 20% まで引き下げられた。
- 3) りそな銀行からの公的資金注入は、本来、預金保険法は想定していない銀行側からの（過小資本に陥ることを回避するための）要請によるものであった。これは、「予防的公的資金注入」と呼ばれる。そのため、この申請に対して適用要件等に関する明確な審査基準は存在しなかった。適用時には、一部から違法性も指摘されたため、銀行が自主的に公的資金の注入を予防的かつ自主的に申請できることの必要性が認識され、後の預金保険法の改正の要因となった。
- 4) 「公的資金注入」は、正確には、預金保険機構による株式取得によるものである。この「実質国有化」により、国による管理を受けるわが国初の「特別支援銀行」となった。
- 5) この「実質国有化」と「一時国有化」の違いは大きく、前者は、いわゆる「ソフトランディング方式」が採られた場合で、銀行は国に管理されながらも、会社も存続し株主の責任は問われないのに対し、後者は、「ハードランディング方式」が採られた場合で、銀行は国有化されて営業は継続されるものの、会社は一旦破綻処理がなされ、その破綻時点で株式は無価値いわゆる「紙屑」となる。
- 6) 弥永他 (1997) 5 頁を参照。
- 7) 平成 23 (2011) 年度税制改正で、40.69% から引き下げられた。平成 24 (2012) 年 4 月 1 日以後開始する事業年度（平成 25 (2013) 年 3 月期）から適用される。実効税率 35.64% は、東京都の場合の外形課税適用法人の税率で、適用外の法人の場合の税率は 37.11% となる。なお、平成 24 年度以降の 3 年間は、法人税額の 10% の復興特別法人税が課され 38.01% となる。
- 8) 事業税については、税引前利益と税引後利益との間に介在する「法人税等」には含めず税引前利益段階で経費の 1 項目として翌期に認識（損金にも算入）する扱いとなっていることから期間配分の対象としてなじまないとする見解もある。弥永他 (1997) 11 頁。
- 9) 所得に対して課されるものではない事業所税、固定資産税、印紙税、関税、消費税などは、期間配分の対象となる税金に含まれないため税効果会計の対象とならない。
- 10) この設例は、伊藤 (2012) 198-201 頁を基に説明している。
- 11) 「期間差異」は、「期間帰属差異」とも呼ばれる。
- 12) この税効果会計の銀行への早期適用に関する分析は、磯貝 (2004) に多くを負っている。
- 13) 伊藤 (2012) 211 頁を参照。
- 14) 伊藤 (2012) 655-656 頁を参照。
- 15) 一ノ宮 (2005) 「税効果会計と利益操作—倒産企業における実証研究—」では、「利益操作」という概念を用いて、一般事業会社に焦点をあてた税効果会計実務を巡る問題を明らかにしている。「利益操作を達成するための一つとして、会計政策を位置づけこととし、利益操作と会計政策は別個のものと考えられる」とされている。
- 16) この事例研究は、深尾 (2007) 29-31 頁を参考にしている。
- 17) 平成 16 (2004) 年の法人税改正により、この 5 年間の損失繰越期間は、7 年間に延長された。但し、このルールは平成 13 (2001) 年度以降に生じた損失についてのみ適用され、それ以前の損失には適用されなかった。
- 18) 平成 16 (2004) 年の法人税改正により、この 5 年間の損失繰越期間は、7 年間に延長された。但し、このルールは平成 13 (2001) 年度以降に生じた損失についてのみ適用され、それ以前の損失には適用されなかった。
- 19) 深尾 (2007) 30 頁を参照。

参考文献

磯貝 明 (2004) 「銀行業における税効果会計の影響—繰延税金資産の評価—」『人間環境論集』3 巻、

人間環境大学、1-15頁。

一ノ宮士郎(2005)「税効果会計と利益操作—倒産企業における実証分析—」『経済経営研究』Vol. 25、No.6、日本政策投資銀行設備投資研究所。

伊藤邦夫(2012)『ゼミナール現代会計入門(第9版)』日本経済新聞社。

中田信正・坂本道美(1999)『税効果会計入門 理論と実務』中央経済社。

深尾光洋(2007)「失われた10年における銀行監督と会計」『三田商学研究』第50号第4巻、慶應義塾大学商学部、15-37頁。

弥永真生・足田 浩(1997)『税効果会計』中央経済社。

キーワード：税効果会計 繰延税金資産 銀行行動 会計政策 監査の厳格化

(NAGAI Yasushi)